

事前評価調書

I 事業概要					
事業名	農業農村整備事業(水質保全対策事業)				
地区名	ほうりゆうにしいすじ 法立西井筋地区				
事業箇所	稲沢市祖父江町 外 愛西市湊高町 外				
事業のあらまし	<p>法立西井筋排水路は、昭和21年度から25年度にかけて県営かんがい排水事業で造成された後、昭和53年度から平成3年度にかけて県営水質障害対策事業により用排分離された排水専用の水路である。</p> <p>近年、地区周辺の都市化の進行による生活排水の流入や土砂の堆積等により、排水機能が低下し、周辺住民から環境悪化を問われるなど、維持管理労力の増大や生活環境の悪化を招いている。</p> <p>このため、本事業による水路の暗渠化により排水機能の確保と水質の浄化を図り、維持管理の軽減並びに生活環境の改善を図る。</p>				
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>排水路を暗渠化し、農業排水の水質を改善させ、生活環境の保全を図る。</p> <p>【副次目標】</p> <p>農地及び農業用施設等の湛水被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定化を図る。 (基準雨量 214 mm/日、1/10年確率雨量)</p>				
事業費	事業費		内訳		
	20.9億円		■工事費 19.2億円、■用補費 0.3億円、■その他 1.4億円		
事業期間	採択予定年度	平成30年度	着工予定年度	平成31年度	完成予定年度 平成36年度
事業内容	排水路工 3.0km				
II 評価					
①事業の必要性	1) 必要性	水路への生活排水の流入や土砂の堆積、雑草の繁茂、ゴミの投棄等により、排水機能の低下や悪臭の発生が著しいことから、水路の暗渠化により機能確保と生活環境の改善を図る必要がある。			
	判定	A	A: 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。		
		【理由】	排水路の暗渠化により、排水機能を確保するとともに、水質浄化を図ることで水質障害を解消し維持管理の軽減並びに生活環境の改善を図ることができることから、本施設の改修は必要不可欠である。		

	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	暗渠化にあたり、現計画のコンクリート製の暗渠を新設する手法と既設水路にコンクリート製の蓋を設置する手法を比較検討した結果、既設水路は築造後70年近くが経過し、構造的な信頼性がなく、引き続き利用することが困難であることから、現計画のとおり新設する手法が妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
III 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理状況 ・水質の改善状況（項目：水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、溶存酸素量） ・本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。 			
V 事業評価監視委員会の意見			
法立西井筋地区の対応方針（案）〔事業実施〕を了承する。			
VI 対応方針			
事業実施			